

## 建設発生土（土砂）等の利用と処理に関する実施要領

### 1. 目的

この要領は、資源有効利用促進法の省令改正（令和5年3月3日公布）に伴い新たに規定された建設発生土の搬出及び土砂の搬入の際に交付する受領書や、再生資源利用促進計画の作成にあたり行う建設発生土の搬出前の確認等について定めるものである。

### 2. 建設発生土（土砂）の受領書

元請業者が建設発生土の搬出の際に搬出先の管理者に交付を求める受領書及び、土砂の搬入の際に交付する受領書等について以下のとおりとする。

#### (1) 対象工事

500m<sup>3</sup>以上の建設発生土（土砂）を搬出入する工事

#### (2) 適用

令和5年5月26日以後に新たに請負契約を締結する工事

#### (3) 受領書の請求者・交付者等

種別	請求者（交付先）	交付者
搬出工事	当該工事の元請業者	搬出先の管理者（元請業者等）
搬入工事	搬入元の管理者	当該工事の元請業者

- ・搬出元と搬出先の元請業者及び管理者が同一の者である場合は、土砂搬出及び受領証明書（様式2）を作成し、受領書とみなすものとする。
- ・県管理の土地（事業用地等）に一時堆積する場合は、事業課の決裁にて愛知県知事名にて受領書（様式1）を交付する。
- ・個人の土地（民地）に搬出する場合は、個人名（土地の所有者）にて受領書（様式1）の交付を求める。
- ・搬出工事において、搬出先から受領書の交付が得られない場合、元請業者は事前に搬出先の所在地、搬出量、搬出完了日などを記録した搬出記録票（様式3-1）を保存しておく。

#### (4) 受領書の記載事項

- 1) 搬出先（搬入側）の名称及び所在地
- 2) 搬出先（搬入側）の管理者の商号、名称または氏名
- 3) 搬出元（搬入元）の名称及び所在地
- 4) 建設発生土の搬出入量
- 5) 搬出入が完了した日

搬出入量の項目では、搬出先の利用種別として「盛土利用等」又は「一時堆積」（※）を記載してもらおう。「盛土利用等」の場合は、持ち込まれた者が土砂の管理を引き継ぐ。

（※「一時堆積」となる土砂については、令和6年6月1日以降に契約を締結する工

事より、再生資源利用促進計画に記載した搬出先から他の搬出先へ搬出された際に追跡確認が必要となる場合がある。）

(5) 受領書の保存（搬出工事のみ）

工事完了日から5年間

### 3. 再生資源利用促進計画の作成に係る建設発生土の搬出前の確認

元請業者は、建設発生土を工事現場から搬出する場合、あらかじめ以下の事項を確認した上で、再生資源利用促進計画を作成する。

(1) 対象工事

500m<sup>3</sup>以上の建設発生土を搬出する工事

(2) 適用

令和5年5月26日以後に新たに請負契約を締結する工事

(3) 確認事項

1) 土壌汚染対策法上の手続きの状況

元請業者は、工事現場内の土地の掘削その他の形質の変更に関して、発注者等が行った手続きを確認する。

2) 宅地造成及び特定盛土等規制法（盛土規制法）に係る手続きの状況

元請業者は、搬出先が盛土規制法の許可地等であるか確認する。

3) 1)、2)のほか、搬出先が適正であることを確認するために必要な事項、その他建設発生土の搬出に関する事項

元請業者は、他法令に許可状況等や搬出先の土地所有者又は管理者が盛土行為等に同意しているか確認する。

詳細は、参考資料「再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について（国土交通省・環境省 事務連絡）」による。

(4) 確認結果

元請業者は確認事項（3.（3））の結果を記載した確認結果票（様式4）を作成し、再生資源利用促進計画書とともに発注者に提出・説明し、再生資源利用促進計画書とあわせて公衆の見えやすい場所へ掲示する。

また、元請業者は、建設発生土を運搬する者にも通知する。

(5) 再生資源利用促進計画書（実施書）（※）の保存

工事完了日から5年間

（※再生資源利用計画書（実施書）も対象）

### 4. 再生資源利用促進計画に記載した搬出先から他の搬出先に搬出された場合等に作成する書面等

元請業者は、建設発生土が再生資源利用促進計画に記載した搬出先（下記1）～4）に規定する搬出先を除く）から他の搬出先へ搬出された時は速やかに当該他の搬出先への搬出に

関して、受領書記載事項を記載した建設発生土最終搬出先記録票（様式3-2）を作成する。  
また、更に他の搬出先へ搬出されたときも同様とする。

#### 1) 国又は地方公共団体が管理する場所

事業用地など国又は地方公共団体が管理する場所であって、受入れ完了後に当該国又は地方公共団体が受領書を交付するものをいう。

#### 2) 建設発生土を利用しようとする他の工事現場又は当該他の工事現場で利用するために建設発生土を一時的に堆積する当該他の工事現場に近接した場所

他の工事現場で利用するため一時堆積することをいう。なお、「工事現場」及び「工事現場に近接した場所」は当該建設工事の請負契約図書若しくは元請業者等が作成する施工計画書において工事場所と定める場所であって、元請業者等の管理下にある場所をいう。

#### 3) 建設発生土の一時置場のうち国土交通大臣が定めるもの

ストックヤード運営事業者登録規程（令和5年国土交通省告示第157号）第6条第1項に規定するストックヤード運営事業者登録簿に登録されたストックヤードをいう。

#### 4) 土砂処分場

再搬出を前提しないものをいう。なお、土砂処分場は受領書において搬出先の利用種別として「盛土利用等」と記載し、更に他の搬出先へ搬出されることが無いことを明確にすることで、最終搬出先として当該書面に記載することができる。

### 5. 様式

- (1) 様式1「土砂受領書」、様式2「土砂搬出及び受領証明書」
- (2) 様式3-1「建設発生土搬出記録票」
- (3) 様式3-2「建設発生土最終搬出先記録票」
- (4) 様式4「再生資源利用促進計画の作成に伴う確認結果票」

### 6. 参考資料

再生資源利用促進計画作成に当たって行う確認事項に関する解説について（国土交通省・環境省 事務連絡）

### 附則

この実施要領は令和5年5月23日より実施する。

この実施要領は令和6年6月1日より実施する。